

平成 27 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社トラスト・テック
代表者名 代表取締役会長CEO 小川毅彦
(コード：2154 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 村井範之
電話番号 03-5777-7727

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年9月25日開催予定の第11期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条（社外取締役との責任限定契約）及び第41条（社外監査役との責任限定契約）の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成27年9月25日（金曜日）

定款変更の効力発生予定日 平成27年9月25日（金曜日）

以 上

＜定款変更の内容＞

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(<u>社外取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 29 条 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>社外取締役の</u>損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は 1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(<u>取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で</u>、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は 1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>
<p>(<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>同法第 423 条第 1 項に規定する<u>社外監査役の</u>損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>(<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間で</u>、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>